

令和 6（2024）年度農地中間管理事業評価

令和 7(2025)年 6 月 19 日

農地中間管理事業評価委員会

1. 貸借実績について

農地中間管理機構を活用した貸付面積の累計は 12,621ha、令和 6 年度の貸付面積は 2,254ha と、農地中間管理機構の創設以来最多の実績となった。

また、令和 6 年度の栃木県の担い手への農地集積率は 56.8%と、前年度から 2.3 ポイント増加した。これは、全国で 14 位という地位にある。

2. 事業の推進について

農地中間管理機構では、市町、市町公社等 39 団体と業務委託契約を締結し事業の推進を図っている。また、令和 7 年度からの基盤法改正に対応した新たな事務スキームを市町等に提示し、着実に事務処理が移行していけるよう研修会を開催する等、関係機関・団体との連携強化を図っている。

3. 今後の課題等について

(1) 担い手への農地集積

目標集積率 8 割に向けて関連施策を着実に推進することで、引き続き担い手へ農地を集積する必要がある。農地中間管理事業への一本化を契機として、地域計画の精度や農地の集積率の地域差などの課題解決に取り組むとともに、地域計画の達成に向けて、市町と連携し農地の集積・集約化を加速させることが重要である。

(2) 地域計画に位置付けられた担い手への支援

今後担い手が抱える農地面積がますます大きくなっていく現状において、適正な農地の利用を図るためには、地域計画を着実に実現していく必要がある。担い手の確保や経営の承継の課題解決に取り組むこと、地域に合わせて作業しやすい面積で農地の集約化を進めていくことなどが重要である。

(3) 市町等と連携した農地中間管理事業の推進

既存の相対の利用権を農地中間管理事業に順次移行していくことが必要である。そのためには、県の定めた推進プランに位置付けられる市町推進チームを中心に、市町や関係機関と連携し、地域に合わせたきめ細やかな支援が重要である。

4. 総合評価

短期的には水田農業に係る政策の見直し、また、将来的には担い手の大幅な減少が見込まれる中、地域計画に基づき担い手の集積集約化を進めるためには、今後の数年間の農地中間管理事業の取組が正念場となる。スマート農業や基盤整備等の各種施策と併せて総合的に農地中間管理事業に取り組んでいくことを期待する。